

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【公開番号】特開2015-212872(P2015-212872A)

【公開日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2015-074

【出願番号】特願2014-95080(P2014-95080)

【国際特許分類】

G 06 F 3/041 (2006.01)

G 06 F 3/044 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/041 4 9 0

G 06 F 3/041 4 1 0

G 06 F 3/041 4 3 0

G 06 F 3/041 6 4 0

G 06 F 3/044 1 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月17日(2017.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板と、第2の基板と、表示素子と、第1の層と、第2の層と、第1の導電層と、第2の導電層と、第3の導電層と、絶縁層と、を有するタッチパネルであって、

前記第1の基板と前記第2の基板は、互いに重なる領域を有し、

前記第1の基板と前記第2の基板の間に、前記表示素子と、前記第1の層と、前記第2の層と、前記第1の導電層と、前記第2の導電層と、前記第3の導電層と、前記絶縁層と、を有し、

前記第1の層は、前記表示素子よりも前記第1の基板側に位置し、

前記第1の層と、前記表示素子とは、互いに重なる領域を有し、

前記第2の層は、前記表示素子よりも前記第1の基板側に位置し、

前記絶縁層は、前記第1の導電層と前記第2の導電層の間に位置する領域を有し、

前記第1の導電層、前記第2の導電層、及び前記絶縁層は、前記第1の層及び前記第2の層よりも前記第1の基板側に位置し、

前記第3の導電層は、前記表示素子よりも前記第1の基板側に位置し、且つ前記第2の層よりも前記第2の基板側に位置し、

前記第3の導電層と、前記第2の層とは、互いに重なる領域を有し、

前記第2の層は開口を有し、

前記第3の導電層と、前記第1の導電層または前記第2の導電層とは、前記開口を介して電気的に接続され、

前記第1の導電層、及び前記第2の導電層は、可視光を透過する機能を有し、

前記第1の層は、特定波長帯域の光を透過する機能を有し、

前記第2の層は、可視光を遮光する機能を有することを特徴とするタッチパネル。

【請求項2】

請求項1において、

トランジスタを有し、

前記トランジスタは、前記第1の層よりも前記第1の基板側に位置し、且つ、前記第2の層よりも前記第1の基板側に位置し、

前記第3の導電層は、前記トランジスタのゲート、前記トランジスタのソースまたは前記トランジスタのドレインと電気的に接続されていることを特徴とするタッチパネル。